

令和8年7月23日
令和8年7月15日

海に見える交流館周辺設計業務プロポーザルに関する業務提案書の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

質問No.	実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
①	業務提案書作成 要領 P. 1～2 2（エ）（オ）	2（エ）と2（オ）の項目名がいずれも「業務工程表」と表記されていますが、2（オ）は記載内容（様式第7号に記載すること、消費税及び地方消費税を含む額とすること）から、見積書（概算業務費）に関する規定との理解でよろしいでしょうか。	2（オ）は、見積書（概算業務費）に関する項目です。 関係資料は更新済みですので、現在の掲載資料をご確認ください。
②	実施要領 P. 1 2（5） 様式第7号	見積書（様式第7号）の記載についてお尋ねします。提案上限額650万円（税込）は「交流館周辺設計業務」と「ワークショップ企画・開催業務」の合計額に適用され、「備品購入費」及び「旅費」は上限額の対象外（予算の範囲内で別途精算）との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
③	仕様書 P. 1～2 5（2） 様式第7号	様式第7号ではワークショップの開催回数を明記することとされていますが、開催回数・規模等について発注者として想定されているものがあればご教示ください。特に想定がない場合は、開催回数等は提案者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ワークショップの開催回数・規模については、提案内容に応じて設定してください。
④	仕様書 5 業務内容(1)(4)／成果品	業務提案書及び設計の作成に必要な次の資料について、提供の可否及び時期をご教示ください。 （ア）海に見える交流館（本体）の設計図（配置図・平面図・断面図、設計GL・軒高、軒下広場の寸法、外部への給排水・電気の取出し位置） （イ）対象区域の測量図・現況地形図・用地境界図（CADデータ：SFC又はDWG） （ウ）西郷港周辺地区デザイン（アイノマゲート）の詳細図・デザイン方針、都市再生整備計画（西郷地区）の該当図面	（ア）および（イ）については受注者決定後、必要に応じて資料を提供します。（ウ）については、隠岐の島町ホームページ（ https://www.town.okinoshima.shimane.jp/chosei/gyosei_une_i/seisaku-keikaku/12/5039.html ）をご確認ください。

⑤	実施要領 2 (2) ／仕様書 別紙	本業務の設計対象区域（広場・みち）の範囲を示す図及び各広場の面積をご教示（提供）いただけますでしょうか。あわせて、仕様書別紙の広場名（ポート前・中央・記念碑広場）と、町公表資料の呼称（ポートプラザ広場・中央広場・軒下広場）の対応関係をご教示ください。	本業務の設計対象区域（広場・みち）の範囲を示す図及び各広場の面積については、仕様書別紙1-2をご参照ください。 仕様書別紙に記載の広場名と、町が公表している資料における呼称の対応は、以下のとおりです。 ・仕様書別紙の「ポート前広場」は、町公表資料では「ポートプラザ広場」として記載しています。 ・仕様書別紙の「中央広場」は、町公表資料でも「中央広場」として記載しています。 ・仕様書別紙の「記念碑広場」は、町公表資料の「軒下広場」とは別の広場であり、軒下広場は海の見える交流館敷地内の広場を指しています。
⑥	仕様書 業務区域・5 業務内容	本業務の設計対象範囲について、次の点をご教示ください。 （ア）「みち」は、町道西郷142号線・140号線、灘通り、大社小路、大社分院通りのうちどの通り・区間を対象とし、舗装・照明・サイン・植栽等のどこまでを含みますか。 （イ）駐車場・駐輪場（サイクルポート等）の計画は、本業務の設計対象に含まれますか。 （ウ）概算工事費（(5)）の算出対象範囲（広場のみか、みちの整備を含むか）をご教示ください。	（ア）「みち」の設計対象範囲については、仕様書別紙1-2において黄色で着色している区間を対象とします。舗装・照明・サイン・植栽等の具体的な設計内容については、本業務の目的に沿って、設計者において適切に整理してください。 （イ）駐車場、駐輪場（サイクルポート等）の計画についても、本業務の目的に沿った設計内容として、設計者において必要性等を検討してください。 （ウ）概算工事費の算出対象範囲については、広場およびみちの整備費を対象とします。
⑦	仕様書 5 業務内容 (2)	住民参加型ワークショップの企画にあたり、これまでの意見交換会・請願・附帯決議等で得られた住民意見の記録は、受注後に提供いただけますでしょうか。	受注者決定後、必要に応じて提供します。

⑧	仕様書 5業務内容(2)／様式第7号	ワークショップの実施にあたり、会場（うみやまもつとあつまれ／うみやま広場等）、什器、告知、記録について町が用意・提供される範囲、及び隠岐まちづくり研究所（都市再生推進法人）・アイノマゲート推進協議会との役割分担をご教示ください（見積書作成の前提として）。	ワークショップの実施に関する会場、什器、告知、記録等の取り扱いについては、本業務の目的に沿って設計者において必要な内容をご提案ください。なお、様式第7号に記載の通り、企画・準備・運営・記録整理・資料作成・広報物作成等は本業務の作業項目として見込んでいますので、これらを含めて計画・提案をしてください。隠岐まちづくり研究所（都市再生推進法人）・アイノマゲート推進協議会との連携方法・役割分担についても、設計者において適切に計画・提案してください。
⑨	仕様書 留意事項	業務推進体制の記載にあたり、本体設計者（河内建築設計事務所）、地区デザイン設計者、都市再生デザイン会議、及び交流館運営事業者との連携・調整について、本業務で担う範囲と町が担う範囲をご教示ください。	業務推進体制における、本体設計者（河内建築設計事務所）、地区デザイン設計者、都市再生デザイン会議、交流館運営事業者との連携・調整については、業務の目的達成に向けて、設計者において必要な体制・連携方法をご提案ください。提案内容に応じて、関係者との調整や連携が必要となる場合には、町として必要な範囲で協力・調整を行います。
⑩	仕様書 5業務内容(1)	与条件整理にあたり、次の資料の提供の有無及び設計での整合・反映の範囲をご教示ください。 （ア）策定中の隠岐の島町景観計画（西郷港周辺＝景観形成重点区域）の方針・基準案 （イ）対象地の管理区分（港湾区域／臨港地区／港湾海岸／漁港区域／道路種別）。関係機関（島根県隠岐支庁等）との協議は本業務の範囲に含まれますか。 （ウ）防災（津波浸水深・基準水位、高潮・八尾川洪水の浸水想定、指定避難場所・避難路）の与条件資料、及び広場・みち設計への反映の程度	（ア）隠岐の島町景観計画（方針・基準案）について 当該計画は策定中であり、受注者決定後に、設計に必要なとなる資料を町から提供します。整合・反映の範囲は、本業務の目的に沿って設計者において適切に整理してください。 （イ）対象地の管理区分および関係機関との協議について 管理区分に関する資料は、受注者決定後に必要な範囲で町から提供します。関係機関との協議は、本業務の進行上必要となる場合には、町において調整しますが、設計者として把握すべき事項については適宜確認してください。 （ウ）防災に関する与条件および設計への反映について 防災に関する基礎資料（津波・高潮・洪水等）は、公表資料を含め、設計者において必要な内容を確認・整理してください。設計への反映の程度は、本業務の目的に沿って設計者において適切に判断してください。

⑪	実施要領 2 (5) ／様式第 7 号	見積書（様式第 7 号）の作成にあたり、上限額の対象外として別途精算とされる「旅費」及び「ワークショップに係る備品等」について、想定される回数・上限・計上できる範囲・精算方法の考え方をご教示ください。	上限額の対象外として別途精算とされる旅費およびワークショップに係る備品等については、本業務の遂行に必要と見込む範囲を、設計者において適切に想定し計上してください。 町として、回数・上限・計上範囲をあらかじめ定めているものではなく、受注者決定後、業務内容に応じて必要な範囲を精算の対象とします。
⑫	業務提案書等作成要領／実施要領 13	業務提案書（A4×10枚以内）に表紙・目次を含みますか。また、業務工程表（A3横×1枚）及び見積書（様式第 7 号）は、当該10枚には含まない別添との理解でよろしいでしょうか。	業務提案書（A4・10枚以内）については、提出者において構成を適切に判断のうえ、10枚以内で作成してください。 業務工程表（A3横・1枚）および見積書（様式第 7 号）は、業務提案書とは別添として提出するものです。
⑫	仕様書 成果品	成果品のCAD形式はSFC指定ですが、DWG形式での納品の可否をご教示ください。また、鳥瞰図・透視図の枚数や仕様（サイズ・カット数等）に指定があればご教示ください。	成果品のCAD形式については、仕様書に記載のとおり SFC形式を基本とします。DWG形式での納品の可否は、受注者決定後の協議とします。 鳥瞰図・透視図の枚数や仕様（サイズ・カット数等）については、プロポーザル段階で町として指定しているものではありません。